

確定申告に関するお知らせ

～パソコンで申告書の作成ができます～ 税理士による無料申告相談

☎成田税務署 ☎ (28) 5151

年金受給者や給与所得者、小規模納税者の所得税の申告書を作成して提出できます。申し込みは不要です。

■日時 1月31日(月) 10:00～16:00

※混雑回避のため「入場整理券」を配布します。整理券の配布状況などにより、受付を早めに終了する場合があります。

■場所 すこやかセンター2階会議室1

■持ち物

- 源泉徴収票など申告に必要な書類
- マイナンバーに係る本人確認書類 (①マイナンバーカードまたは②通知カードなどの番号確認書類と身元確認書類) の写しなど
- 前年に申告をした人は、前年の申告書などの控え
- 成田税務署からハガキや封書で「確定申告書」や「確定申告のお知らせ」が届いている人は持参してください。
- 成田税務署の申告書作成会場でパソコンによる申告書の作成を行ったことがある人は、そのときの控え
- 医療費控除を受ける人は、事前に「医療費控除の明細書」を作成してください。申告書や明細書などの様式は、国税庁ホームページで入手できます。

■注意事項

- 申告書などの提出のみの場合は、直接税務署に持参するか、郵送で提出してください。
- 用紙の配布のみは行いません。
- 土地・建物及び株式などの譲渡所得がある場合、損失などの繰越控除がある場合や住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)適用初年度の人は参加できません。
- 所得金額が高額な場合や、相談内容が複雑な人はお控ください。



国税庁HP

令和4年度 市民税・県民税の申告受付相談

☎課税課 ☎ (93) 0443

■日時 2月1日(火)～14日(月)

※土・日曜日、祝日は除く
9:00～12:00 / 13:00～16:00

■場所 市役所分庁舎1階会議室

申告が必要な人

令和4年1月1日現在、市内に住んでいた人で、次のいずれかに該当する人

- 所得税の確定申告は必要ないが、市民税・県民税で各種控除を受ける
- 所得が給与所得のみで、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない
- 失業保険、障害年金・遺族年金など、非課税の所得のみで生計を立てていた
- 所得がなく、別世帯の人の扶養親族になっている
- 所得がなく、誰の扶養控除対象にもなっていない
- 富里市に住んでいないが、令和4年1月1日現在に事務所・家屋敷のいずれかが富里市内にある

申告が不要な人

- 令和3年分の所得税の確定申告をする
- 勤務先から給与支払報告書が提出される
- 同一世帯の家族の扶養控除対象者になっている

社会保険料控除用 納付額確認書の送付

問い合わせ先

- 国民健康保険料について
納税課 ☎ (93) 0434 国保年金課 ☎ (93) 4083
- 後期高齢者医療保険料について
国保年金課 ☎ (93) 4085
- 介護保険料について 高齢者福祉課 ☎ (93) 4980
- 国民年金保険料について
ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570 (003) 004

令和3年中に支払った国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料が社会保険料控除として所得から控除できます。次の納付額確認書などが送付されますので、申告時に利用してください。

■国民健康保険料納付額確認書・後期高齢者医療保険料納付額確認書・介護保険料納付額確認書

- 市から1月下旬に発送します。
- 書類がなくても支払い額を領収証で確認し、申告することができます。
- 国民年金保険料控除証明書
○日本年金機構から、2月上旬に送付されます。
- 年金保険料で社会保険料控除を受けるときは、申告時に証明書または領収証書の添付が義務付けられています。

医療費通知を活用した医療費控除

☎国保年金課 ☎ (93) 4083

医療費控除を受ける場合、医療費控除の明細書の提出が必要ですが、医療費通知を添付することで、その記載を簡略化でき、医療費通知に記載のある医療費の領収書の提出・保存が不要となります。

■令和3年度の医療費通知発送月(診療年月)

- ①令和3年8月下旬発送済み(令和3年1月～5月)
- ②1月中旬発送(令和3年6月～10月)
- ③2月中旬発送(令和3年11月)
- ④3月中旬発送(令和3年12月)

※市からは、富里市国民健康保険証で受診した人に送付します。その他の医療保険者の通知は、各医療保険者に問い合わせてください。

■注意事項

- 医療費通知に記載のない医療費を申告する場合、その領収書に基づき医療費控除の明細書への記載が必要です。また、その場合は、確定申告をしてから5年間、領収書の保存が必要です。
- 医療費助成、出産育児一時金、高額療養費などで自己負担額が異なるときは、その金額を差し引いて申告してください。

公的年金の源泉徴収票の送付

問い合わせ先

- 常設年金事務所 ☎ 043 (212) 8621
- ねんきんダイヤル ☎ 0570 (05) 1165

老齢(退職)を支給事由とする老齢年金を受けている人に、源泉徴収票が1月下旬に送付されます。確定申告する場合に必要ですので、大切に保管してください。
なお、障害年金や遺族年金は非課税ですので、受給者に対する源泉徴収票は送付されません。

■確定申告が必要な人

- 公的年金収入が400万円を超える
- 公的年金収入が400万円以下で、公的年金以外の所得合計が20万円を超える
- 公的年金の源泉徴収票の内容に変更・追加がある(扶養控除や本人控除、社会保険料控除など)

※所得税の確定申告が必要ない人でも、市民税・県民税で各種控除を受ける人は、市民税・県民税の申告が必要です。

おむつの医療費控除

☎高齢者福祉課 ☎ (93) 4980

おむつ6か月以上寝たきりの状態にあると認められ、治療上おむつ使用が必要な人は、おむつ代が医療費控除の対象となります。詳しくは問い合わせください。

要介護認定を受けている高齢者の方に 「障害者控除対象者認定書」を発行

☎申請先 高齢者福祉課 ☎ (93) 4980

市では、要介護認定を受けている人で、一定の判定基準に該当する人に対し、「障害者控除対象者認定書」を発行しています。この認定書を住民税・県民税や所得税の申告時に提出をすると、身体障害者手帳などを持っている人と同様に障害者控除を受けることができます。

なお、全ての『要介護認定を受けている人』が該当するわけではありませんので、詳しくは問い合わせください。

■対象 次の要件を全て満たす人

- 令和3年12月31日時点で65歳以上
- 要介護認定を受けている人(要介護1～5)で、次の表1・2の判定基準により、それぞれのランクに該当する人

■申請時に必要なもの 印鑑、介護保険被保険者証

■表1 障害高齢者の日常生活自立度に基づく判定基準

認定区分	障害事由	ランク	判定基準
特別障害者	身体障害者(1・2級)に準ずる	C2	日常生活活動の食事、排泄、着替えのいずれにおいても介護者の援助を全面的に必要とし、自力で寝返りをうつことなく、ベッド上で常時寝ている
		C1	ベッド上で常時寝ているが、自力で寝返りをうつ体位を变えることができる
		B2	生活の大半をベッド上で過ごし、車いすの乗降や、食事または排泄などについても介護者の援助を要する
		B1	生活の大半をベッド上で過ごす、自力で座位を保ち車いすに移乗し、食事または排泄はベッドから離れて行うことができる
障害者	身体障害者(3～6級)に準ずる	A2	ベッドから離れている時間の方が長い、介護者がいてもまれにしか外出しない
		A1	寝たり起きたりしているものの食事、排泄、着替え時はもとより、ベッドから離れている時間が長く、介護者がいればその介助のもと、比較的多く外出する

■表2 認知症高齢者の日常生活自立度に基づく判定基準

認定区分	障害事由	ランク	判定基準
特別障害者	知的障害者(重度・最重度)に準ずる	M	著しい精神症状や徘徊行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする日常生活に支障を来するような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする
		IV	夜間を中心として、日常生活に支障を来するような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする
		IIIb	日中を中心として、日常生活に支障を来するような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする
		IIIa	家庭内でも、日常生活に支障を来するような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる
障害者	知的障害者(軽度・中軽)に準ずる	IIb	家庭内で、日常生活に支障を来するような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる
		IIa	家庭外で、日常生活に支障を来するような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる